

地方独立行政法人愛知県美術館機構第1期中期目標

地方独立行政法人法第25条の規定に基づき、地方独立行政法人愛知県美術館機構（以下「法人」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。

目次

前文

第1 中期目標の期間

第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

第4 財務内容の改善に関する事項

第5 その他業務運営に関する重要事項

前文

（愛知県における文化芸術振興の取組）

愛知県では、県民が心の豊かさを実感し、魅力あり活力に満ちた地域社会を実現することを目指し、県、県民及び文化芸術活動を行う団体等が協働して、文化芸術の更なる振興を図るため、「愛知県文化芸術振興条例」（2018年3月施行。以下「条例」という。）を制定した。

条例の規定に基づき策定した「あいち文化芸術振興計画2027」（2022年12月策定。以下「基本計画」という。）においては、愛知の風土が育んだ個性的な伝統文化、モノづくり文化、食文化などの本県が全国に誇れる豊富な文化資源や、文化芸術が持つポテンシャルに着目するとともに、文化芸術の社会的価値を十分に活かすことで、「文化芸術の力で心豊かな県民生活と活力ある愛知の実現」を目指すべき姿としている。

この目指すべき姿の実現に向け、4つの基本目標（「県民が等しく文化芸術に関わり、心を豊かにすることができる環境の整備」「愛知の文化芸術を未来につなぐ人づくり」「“愛知発”の創造・発信」「愛知の文化芸術のポテンシャルを活かした地域力の向上」）を設定し、文化芸術の振興に取り組んでいる。

（愛知県における美術館の沿革）

愛知県は、文化芸術に関する主な施設として、1955年に愛知県文化会館美術館（現・愛知県美術館の前身）を、1978年に愛知県陶磁資料館（現・愛知県陶磁美術館）を開設した。愛知県美術館は、人々が美術に対して抱く多様な関心と欲求に応えていくことを目指し、美術品の収集、

保存、展示、調査研究や講演会・鑑賞学習交流会などの教育普及事業、ギャラリー展示室の提供を行ってきた。また、愛知県陶磁美術館は、陶磁文化の普及・向上に寄与するため、陶磁器や陶磁器に関する資料の収集、保存、展示、調査研究や講演会などの教育普及事業、陶芸教室などの陶芸館事業、陶芸展示室の利用・提供を行ってきた。

愛知県美術館及び愛知県陶磁美術館（以下「県立美術館」という。）では、条例が目指す「県民が心の豊かさを実感し、魅力あり活気に満ちた地域社会の実現」に向けた取組の一翼を担い、県立美術館のコレクションの充実に努め、文化芸術、中でも美術及び陶磁文化振興の中心的拠点として、県民へ鑑賞機会を提供してきた。また、基本計画において設定した基本目標の達成に向けた取組の一翼を担い、県立美術館では、文化芸術に触れる機会の提供、普及啓発事業、人材育成事業や様々な分野との連携などの活動を積み重ねてきた。

県立美術館は、これまで、県による直営で運営してきたが、2024年4月に公表した「文化施設活性化基本計画」に基づき、地方独立行政法人化についての可能性や効果等を具体的に検討した。その結果、「自主性に富んだ中長期的な美術館運営」や「学芸員の活動内容の充実や活動範囲の拡大」、「2館一体運営による運営の効率化や専門人材の配置、学芸員の成長に資する環境整備」等の効果が認められることから、県立美術館を2館一体で運営する地方独立行政法人制度を導入することとし、これまで築き上げてきた活動に加え、両施設が持つポテンシャルを生かし、利用者層の拡大や賑わいの創出を図ることとした。

愛知県美術館は中部圏の中核的美術館として、愛知県陶磁美術館は日本を代表する陶磁専門美術館として、美術及び陶磁文化の振興と発展に貢献することが求められており、両美術館の活動の更なる充実を目指す。

（美術館を取り巻く社会状況と求められる役割）

日本国内の美術館を取り巻く社会状況は、県立美術館の開館当初と比べ大きく変化した。「文化芸術振興基本法」の改正（2017年6月）や「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の制定（2018年6月）、「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」の制定（2020年4月）、「博物館法」の改正（2022年4月）など、従来の収集、保管、展示、調査研究、教育普及という役割に加え、観光、福祉、教育、産業など幅広い分野との連携、まちづくり、国際交流、地域社会における課題解決への取組、障がいのある人への合理的配慮の提供とそのための環境整備（情報保障などの障がい特性に応じた配慮やサービスの提供、鑑賞サポート等）など、美術館に求められる役割が多様化・高度化している。

また、人口減少と少子高齢化、ライフスタイルや価値観の多様化、SDGsに関する取組が進み、そのような中で、文化芸術活動の重要性は一層高まり、鑑賞機会や子どもの文化芸術活動の充実などを求める県民の声が多くなっている。

さらにグローバル化の進展に伴い、国内外の多様な文化芸術を享受することが可能となり、また、情報通信技術（ICT）の進展・普及に伴い、新たな発信手段を活用することによって、県民の文化芸術活動や鑑賞等の機会を拡大し、地域の魅力を向上していくことが求められている。

（第1期における基本的な方向性）

現状や課題、社会状況の変化や求められる役割などから、地方独立行政法人愛知県美術館機構定款第1条の目的を踏まえ、以下の目標を掲げる。

- 収集方針に則り、質の高い美術及び陶磁（陶磁文化及び産業に関するものを含む。）に関する作品その他の資料（以下「美術品等」という。）のコレクションを形成し、積極的に活用するとともに、良好な状態で保管し、後世に継承していく。
- 年齢や障がいの有無、経済的な状況、居住する地域、国籍などに関わらず等しく、県民をはじめ幅広い層に美術品等を紹介するとともに、教育普及事業の実施、創造活動の活性化を推進するなど多彩な活動を展開し、文化の向上・発展に努める。
- 他の美術館、博物館、教育機関、研究機関、その他関係機関と連携し、愛知県の文化芸術のアイデンティティの確立をはじめとした文化芸術の振興や文化芸術に関わる人材の育成等を推進する。
- 愛知県の文化芸術の国内外での評価を高め、新たな価値を創造し、また、地域の魅力を向上していくという観点から、美術や地域に関する情報の収集・整理、国内外への発信を行うとともに、調査研究の成果及び県立美術館が所蔵する美術品等や人材を活用し、美術及び陶磁文化を中心に文化芸術振興に寄与する。
- 戦略的な法人・美術館運営ができる体制を構築し、自主的・自律的な業務運営を推進するとともに、組織体制、人事制度、事務の効率化、財源の確保、経費の執行管理等、2館一体運営の効果が見込まれる事項においては、美術館活動の充実に配慮しながらその効果を発揮させ、効率的・効果的な業務運営を図る。

第1 中期目標の期間

中期目標の期間は、2026年4月1日から2031年3月31日までの5年間とする。

第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 国内外の美術及び陶磁文化を体系的に提示し得る質の高いコレクションの形成・活用・継承

県立美術館は、国内外の美術及び陶磁文化を体系的に提示し得る質の高いコレクションを形成し、適切な保管環境を維持し、修理・修復を通じてこれらの貴重な県民共通の財産を適切に保存し、確実に後世に継承していくことが必要である。

(1) 作品の収集

県立美術館は、それぞれの役割に即して定められた収集方針を明らかにするとともに、これに基づき、購入・受贈の可否、価格・評価額の妥当性等について検討しつつ、適時適切な購入と寄贈・寄託の受入れを進め、収集方針に則り、バランスのとれた所蔵作品の充実に努めるものとする。

加えて、将来的に県民共通の財産となる質の高いコレクションを形成していく観点から、関係者とのネットワークを構築し、美術品等の動向に関する情報収集能力と収集の機動性を高め、国内外の美術館の収集活動の状況や現在の市場動向等の調査による客観的情報に基づいて、国内外の作家の代表作や産業製品、資料等の購入に取り組み、将来的に国内外の美術史及び陶磁史に残る重要作品の確保を図るものとする。

(2) 所蔵作品の保存・管理

所蔵作品及び資料全体を適切に保存・管理し、良好な状態で確実に後世に継承するため、既存の収蔵庫等保管施設の適切な維持管理に努めるものとする。

また、県が推進している美術品等共同収蔵庫の整備の検討に協力するものとする。

(3) 所蔵作品の修復

所蔵作品を後世に継承できるよう、計画的に修復を実施するものとする。

(4) 所蔵作品の貸与

国内外の美術館等への所蔵作品の貸与については、所蔵作品の活用の一環として、所蔵作品の展示計画、作品保存等に十分配慮しつつ、依頼に応じて可能な限り積極的に取り組むものとする。

2 美術及び陶磁文化振興の拠点として、多様な鑑賞機会の充実、文化芸術創造活動の活性

化の推進など、美術及び陶磁文化を取り巻く現在の社会状況や環境変化に対応した多彩な活動を展開し、美術及び陶磁文化を中心に文化芸術振興に寄与

県立美術館は、中部圏における中核的な美術振興及び日本を代表する陶磁文化振興の拠点として、美術及び陶磁文化を取り巻く状況の変化に対応した多彩な活動を展開し、美術及び陶磁文化の振興に寄与する必要がある。

このため、展覧会等を通じた多様な鑑賞機会を広く県民に提供するとともに、文化芸術創造活動の活性化、資料の収集・整理や美術品等に係るデータベースの作成・公開等を通じた情報の提供・発信、教育普及活動の充実、調査研究の実施と成果の反映・発信、愛知県にとどまらず広く我が国の美術及び陶磁文化の国際的な評価を高めることに資する活動の推進、快適な観覧及び活動環境の提供などに積極的に取り組む必要がある。

(1) 展覧会等を通じた多様な鑑賞機会の充実

県立美術館は、美術及び陶磁文化振興の拠点として、学術的意義や県民をはじめ幅広い層の関心等に配慮しつつ、質の高い展覧会を開催することで国内外の多くの人々に多様で優れた美術品等の鑑賞機会の充実を図るものとする。

国内外の美術館等から借用した美術品等及び県立美術館のコレクションを積極的に活用した展覧会を実施するものとする。実施に当たっては、一層の調査研究による新しい切り口や研究成果の活用、所蔵作品等の新たな魅力の発掘と紹介、関連資料の充実を試みるものとする。

併せて、開催目的、期待する成果、学術的意義を明確にするとともに、展示説明資料や展示造作物の工夫、翻訳等を含む展覧会図録等の充実などに戦略的に取り組むものとする。

(2) 展示室の貸出等を通じた文化芸術創造活動の活性化

県立美術館は、県民の文化芸術の向上に資する団体等への展示室の貸出等による発表機会の提供を通じて、美術に関する新たな創造活動の展開や芸術家の育成等を支援し、文化芸術創造活動の活性化を図るものとする。

(3) 資料の収集・整理や美術品等に係るデータベースの作成・公開等を通じた情報の提供・発信

県立美術館は、収集した美術品等に係る電磁的記録及びデータベースを充実させ、美術

及び陶磁文化に関する情報を国内外へ発信し、県民の美術及び陶磁文化に関する理解促進及び国内外の研究者の研究促進に寄与するものとする。

図書室等を設置し、利用者へのサービスの提供を図るものとする。所蔵する資料をデータベース化して国内外に発信するとともに、国内における美術研究の主要な図書室等の1つとなることを目指し、関連資料を積極的に受け入れるための収集方針について検討するものとする。

(4) 教育普及活動の充実

県立美術館は、県民が美術及び陶磁文化についての理解を深め、県民の文化芸術に対する感性の涵養に資するよう、県立美術館における美術及び陶磁文化の教育普及活動に関する調査研究の成果を踏まえた質の高い教育普及に係る取組の充実を図るものとする。

展覧会等の関連事業として講演会、ギャラリートーク、ワークショップ等に取り組むものとする。

学校や社会教育施設等の様々な機関との連携により、団体向けプログラムや教材の工夫と充実を図るものとする。

地域における鑑賞機会の充実、県立美術館のコレクション等の積極的な活用促進を図るため、県内の文化施設や自治体等と連携し移動美術館をはじめとした様々な取組を実施するものとする。

愛知県陶磁美術館においては、県内外の幅広い人々を対象として、敷地や設備を活用し展覧会等とも連動した創造体験の機会を創出し提供するものとする。

こうした教育普及活動の実施においては、支援団体等との協力、ICTの活用等により、国内外の幅広い人々を対象とした多様な学習機会の充実を図るものとする。

また、県立美術館が実施する教育普及事業の情報を蓄積して発信し、県民の美術及び陶磁文化に関する理解促進及び国内外の研究者の研究促進に寄与するものとする。

(5) 調査研究の実施と成果の反映・発信

県立美術館の活動は調査研究の成果に基づき実施するものであることを踏まえ、美術品等の収集・展示・保管、教育普及活動その他の美術館活動を行うために必要な調査研究の内容については年度計画等に定めた上で、国内外の美術館等と連携しながら計画的に行うものとする。県立美術館において、独自性のある展覧会の開催や質の高い収集品取得等の

ための調査研究を進めるほか、愛知県陶磁美術館では、猿投古窯資料のさらなる活用に向けて文化財の指定等を受けることを目指した調査研究を進め、その成果を業務の充実に生かすとともに、多様な方法により積極的に公開するものとする。

また、調査研究にあたっては、外部資金の活用について検討を進めるものとする。

(6) 県内外の美術館や文化施設等との連携・協力等

県内外の美術館、博物館、学校、学会、その他関係機関と連携及び協力することにより、愛知県における文化芸術の交流の拠点となることを目指すものとする。また、これらに限らず様々な団体等と連携及び協力し、地域における文化芸術の振興に寄与するものとする。

愛知県博物館協会、陶磁ネットワーク会議をはじめとした各種のネットワークを活用し、本項で前述した取組等に係るノウハウの共有やスキルの向上を図るものとする。

愛知県立大学・愛知県立芸術大学をはじめとする大学等と連携し、次世代の文化芸術活動や文化芸術教育を担う人材を育成するものとする。

(7) 国際芸術祭との連携・協力等

県立美術館は、我が国の文化芸術を牽引し、世界の文化芸術の発展に貢献するとともに、文化資源の活用や地域の活性化に寄与する目的で開催される国際芸術祭及び開催年以外に行われる国際芸術祭関連事業への連携・協力をすることにより、愛知から世界に向けた多様な文化芸術の発信や愛知の文化資源等を活用した地域力の向上に寄与するものとする。

(8) 戦略的な広報の展開

広報部門等を強化することにより、展覧会、教育普及事業などをはじめとする県立美術館の多様な活動について、戦略的な広報を効率的かつ効果的に展開するものとする。

(9) 快適な観覧及び活動環境の提供

県民に親しまれる美術館を目指し、利用者の立場に立った観覧及び活動環境の整備や利用者の要望を踏まえた管理運営を行い、利用者の期待に応えるものとする。

県立美術館において未就学児、高齢者、障がい者、外国人等を含めた利用者本位の快適な観覧及び活動環境を整備するとともに、愛知県の美術及び陶磁文化を中心とした文化芸術の魅力国内外に示すため、各施設の案内表示や作品解説等の多言語化を図るものとする。

多様な利用者に向けた総合的なサービスの向上に取り組むものとする。

ミュージアムショップやカフェ等のサービスの充実を図るものとする。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 戦略的な法人・美術館運営に関する目標

法人が創意工夫を発揮しつつ、自己決定・自己責任の下で県立美術館の自主的・自律的な運営を行うものとする。また、社会の変化に機動的に対応できる運営体制を構築し、運用するものとする。

(1) 経営戦略の確立

コレクションの収集・保管・展示、教育普及等の美術館活動の推進のため、中・長期的視点に立った経営戦略を確立するとともに、財務基盤の安定化を図るものとする。

(2) 機能的・効率的な運営組織の構築

迅速かつ適切な意思決定を行うことができる組織運営体制を構築するとともに、理事長及び館長のリーダーシップの下で、限られた人的・物的資源の効率的・効果的な活用を図るものとする。

(3) 様々な職種の職員による美術館運営

保存・教育普及等を含む学芸員（以下「学芸員」という。）及び陶芸指導員や事務職員等がそれぞれの専門性を生かして役割を果たすとともに、中・長期的な美術館活動の実現のために、様々な職種の職員が同等な立場で美術館の意思形成や企画・立案に参画するなど協働を促進できるよう一体的な組織体制を整備し、運営するものとする。

(4) 積極的な広報活動を実現する体制整備

魅力的なコレクションや広大な敷地等を活用して来館者の裾野拡大を図るため、地方独立行政法人の機動性・柔軟性を生かし、広報機能を強化するための体制を整備し、運用するものとする。

2 運営体制の強化

健全かつ効率的な運営体制を強化するために、必要な規程を整備し、職員への周知を行い、リスク回避のための運営体制を構築し、運用するものとする。

3 人事に関する目標

(1) 柔軟な人事制度の構築

美術館活動の充実及び活性化並びに法人運営の効率化を進めるために、多様な雇用形態、勤務条件、給与体系、兼業規程等、柔軟な人事制度を構築し、運用するものとする。

(2) 人材の活用と育成

職員の育成に取り組み、職員の能力が発揮できる組織体制の構築及び適切かつ柔軟な人員配置や、スキルアップや自己研鑽の機会の確保を図るとともに、研修等を実施するものとする。

(3) 専門人材等の活用

美術館運営の高度化を図るため、学芸員、陶芸指導員及び事務職員のほか、広報・資金調達やアートマネジメントに精通した専門人材の活用を図るものとする。

(4) 公正な人事評価の実施

職員の意欲及び能力を生かすため、柔軟な人事評価制度を構築するとともに、適正かつ公正な評価を実施するものとする。

4 事務等の効率化

法人・美術館運営の効率化を図るため、事務処理及び各種規程並びに組織体制の見直しを常に行うものとする。また、業務の標準化及び迅速な処理のため、ICTの導入及びその活用を図るものとする。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 収入の確保

一定のルールに基づく運営費交付金を主な財源としつつ、展示室の貸出等、新たな会員制度の創設による安定的な財源確保に取り組み、経営基盤を確立するものとする。

2 外部資金の獲得

国費等の外部資金の獲得に積極的に取り組むものとする。また、社会のニーズに応えた魅力的な展覧会や教育普及活動を展開することにより各館の個性を確立し、積極的な広報活動を通して、クラウドファンディングを含めた寄附金及び協賛金に対する理解と支援を拡大するものとする。

3 経費の執行管理

全職員がコスト意識を持ち、美術館活動の充実に配慮しながら、経費の執行を管理するものとする。

4 資産の運用管理

常に資産状況の把握・分析を行い、効率的・効果的に運用し、管理するものとする。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 施設・設備の活用及び維持管理

県立美術館の建物空間に加え、愛知県陶磁美術館の広大な敷地を有効に活用するものとする。また、施設の老朽化対策や敷地の計画的な維持管理などについては、県との協力の下、施設・設備を適切に保全し、維持管理するものとする。

2 来館者等の安全管理

災害発生時における避難誘導、帰宅困難者への対応、連絡体制の確保等、危機管理体制の構築を行うほか、バリアフリー及びユニバーサルデザインに配慮した各館の施設の計画的な整備及び改修により来館者へ安心安全な利用環境を提供するものとする。

また、災害発生時に美術品等を保護するための危機管理体制を構築し、適切に運用するものとする。

3 社会的責任

(1) 職場環境の整備

ワーク・ライフ・バランスや男女共同参画の推進等、職員が快適かつ安全に就業できる環境を整備するとともに、職場におけるハラスメントを防止し、コンプライアンスを徹底するための体制や規程を整備し、教育や研修を実施するものとする。

(2) 環境保全等の取組

環境保全意識を高める活動やSDGsの理念に基づく取組を推進するとともに、環境法令等を遵守するものとする。

4 情報公開の推進

運営状況の透明性を確保し、法人の活動に対する理解及び信頼を得るため、法人の業務運営や財務内容、県立美術館の展覧会や教育普及活動の実績等に関する情報を積極的に公表するなど、情報公開を推進するものとする。